

## 図書館の自由

高知県立図書館 チーフ（支援協力担当）  
JLA 図書館の自由委員会委員  
鈴木 章生

### 1 はじめに

#### (1) 自己紹介

#### (2) 本日の研修

##### ① コンセプト

- ・図書館の自由に関連する問題に直面したときに、図書館の自由の考え方に照らし合わせてより望ましい判断ができるようになるための足掛かりとする。
- ・時間の3～4割は、グループ協議+発表に。《目標は50～60分程度》
- ・可能な範囲で最近の動向をフォローする。
- ・《重要》直接的な答えは用意されていません。《図書館が自らの責任により判断する》

##### ② 構成

- ・事前課題を踏まえたポイント解説、グループ協議、発表・コメント+aを3サイクル

##### ③ 元ネタ（中心となる参考文献）

- ・日本図書館協会図書館の自由委員会／編『「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」解説 第3版』  
日本図書館協会 2022.5
- ・図書館の自由委員会 HP (<https://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/182/default.aspx>)

##### ④ 覚えておいてほしい参考文献

- ・『図書館の自由に関する事例 33選』1997年
- ・『図書館の自由に関する事例集』2008年
- ・『図書館の自由に関する全国公立図書館調査 2011年』2013年
- ・『「図書館員の倫理綱領」解説 増補版』2002年 ※自由宣言と表裏一体

### 2 図書館の自由の歴史

- ・戦前の図書館 検閲と思想善導 “良書”主義
- ・敗戦・新憲法制定  
1947年 日本国憲法：国民主権+平和主義+基本的人権（第21条に「表現の自由」）  
1950年 図書館法：「国民の教育と文化の発展に寄与」（1条）、図書館協議会（14条）、無料原則（17条）
- ・全国図書館大会総会で自由宣言主文の採択（1954年）
- ・図書館の自由の日常的実践へ  
『中小年における公共図書館の運営（中小レポート）』（1963年）、『市民の図書館』（1970年）による図書館活動の進展 【スローガン】 いつでも、どこでも、だれにでも、なんでも

### 3 収集の自由

#### (1) あらゆる資料要求にこたえる

- ・原則的立場。資料の収集は、あくまで国民の要求にもとづき、かつ、すべての要求にこたえるために相互協力を含む図書館の総力をあげて行うもの。
- ⇒ 「すべて買う」ということではない。

#### (2) 収集方針の重要性

- ・教育機関としての図書館の自主性の確保は、図書館の機能に対する国民の信頼あつてのこと。
- ・このため、収集方針を図書館が自らの責任において作成し、利用者に公開し、その意見を求め、理解されるよう、広い社会的合意のもとにつくりだされなければならない。
- ⇒ サービス実践→利用者からの批判（多様なニーズ）→方針の再検討→本質的な機能の強化→満足度、信頼感の向上→さらなる利用者ニーズ…

- ◎ 「図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない」（宣言第1－2）

#### (3) 資料の公平な取り扱い

##### ◎ 船橋市西図書館蔵書廃棄事件 2001年

- ・除籍基準に該当しないにもかかわらず、「新しい歴史教科書をつくる会」とその賛同者の著書 107冊を除籍。除籍された本の著者らが裁判を起した。2005年に最高裁判決。
- ・公立図書館は、住民に対して思想、意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供してその教養を高めること等を目的とする公的な場。
- ・公立図書館の職員は公正に図書館資料を取り扱うべき職務上の義務を負う。
- ・閲覧に供されている図書について、独断的な評価や個人的な好みによってこれを廃棄することは、図書館職員としての基本的な職務上の義務に反する。
- ・蔵書として閲覧に供された図書の著作者が、思想、意見等を公衆に伝達する利益は、法的保護に値する人格的権利。 ⇒ 国家賠償法第1条第1項の「職務上の義務違反」

**グループ協議1** ≪目安：協議 10～15分、発表：5分程度≫

### 4 提供の自由

#### (1) 原則

- ・「制限されることがある」「極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきもの」
- ・自由宣言上、制限されることがあるのは、「人権またはプライバシーを侵害するもの」「わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの」「寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料」の3つのケースだけ。

## (2) 判断する基準

- ・プライバシー：特定の個人に関する情報で、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められ、かつ、公知のものでない情報に限定。
- ・差別的表現：特定個人の人権の侵害に直結するものを除き、制限項目に該当しない。
- ・人権侵害を認める司法判断があった場合でも、それに拘束されることなく、図書館として独自に判断する。

### ◎ 差別的表現と批判された蔵書の提供について（コメント）（2000年11月16日）

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/jiyu/sabetsu.html>

## (3) 判断の主体と手続き

- ・それぞれの図書館が、図書館内外の多様な意見を参考にしながら、公平かつ主体的に意思決定する。  
⇒ 委員会組織、全職員の意見の反映、制限理由の明示

## (4) 利用制限の方法

- ・「より制限的でない方法」。知る自由を含む表現の自由は、基本的人権のなかで優越的地位ある。

## (5) 制限措置の再検討

- ・時間の経過と状況に応じて再検討する。※わいせつ出版物、寄贈または寄託資料も同様。

### ◎ 検討の3原則（名古屋市立図書館における『ピノキオの冒険』の取り扱いをめぐって）

- 1 問題が発生した場合には、職制判断によって処理することなく、全職員によって検討する
- 2 図書館員が制約された状況の中で判断するのではなく、市民の広範な意見を聞く
- 3 とりわけ人権侵害に関わる問題については、偏見と予断にとらわれないよう、問題の当事者に聞く

⇒ 「明らかに人権またはプライバシーを侵害すると認められる資料を除き、資料提供をしながら市民と共に検討」

**グループ協議 2** ≪目安：協議 10～15分、発表：5分程度≫

## (6) 資料の回収、差し替えの依頼が来たら

### ◎ 出版されたという事実を記録するという図書館としての社会的・歴史的役割に即して、応じない。加えて、修正版も受け入れる。

- ・理由を確認する。
- ・司法判断があったとしても、図書館での扱いについての判断・命令でない場合は、図書館は独自に判断する。
- ・書誌情報を適切に管理する。

#### ◇ ささまざまなバリエーション

盗用や剽窃などの著作権侵害、名誉棄損やプライバシー侵害、差別表現、国からの要請、商標権侵害 など

### ◎ こんなとき、どうする？「出版者から回収・差し替えの要求があったとき」

<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/660/Default.aspx>

- ◎ 「本の回収要請と著作権との関係について考える」(南 亮一)『図書館雑誌』Vol. 98, No. 3 (2004.3) <http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/jiyu/column03.html#200403>

## 5 利用者の秘密

### (1) 図書館が扱う個人情報と利用情報

- ◎ 本人の許諾なしに保護者・家族にも知らせてはならない。目的外に使用することは許されない。

- ・氏名 住所 電話番号 メールアドレス 通勤通学先
- ・来館や利用の記録 その頻度
- ・読書事実 予約・リクエスト コピー レファレンス DB 利用
- ・読書傾向

⇒ 図書館は個人情報保護法制の創設以前から、これらの保護に努めてきた。

### (2) 図書館利用における子どものプライバシー

- ◎ (緊急の場合を除いて)「どうぞお子さんから直接聞いてください」

- ・子どもの権利条約第 16 条「子どものプライバシー権」
- ・親子間の信頼関係の問題
- ・個人情報保護法例では、12 歳未満の子供の保護者は、子どもの情報の利活用において本人と同等の権利をもつという解釈もある。

- ◎ 「うちの子をさがしています」にどう答える(津田さほ)『図書館雑誌』Vol. 116, No. 5 (2022.5)

<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/640/default.aspx#202205>

### (3) 「デジタルネットワーク環境における図書館利用のプライバシー保護ガイドライン」

(2019 年 5 月 24 日 公益社団法人日本図書館協会図書館の自由委員会作成)

- ・自由宣言(1979 年改訂) : プライバシー = 読書事実 + 利用事実
- ・ガイドライン(2019 年) : 「個人情報 U 利用情報 = 利用者情報」として整理

#### ◇ ポイント

「ガイドライン」…指標、指針としての性格

利用者の事前の同意、自己情報へのアクセスとコントロール、履歴を活用するサービスはオプトイン

収集する「個人情報」「利用情報」は、サービス提供のための必要最小限の範囲

保持する情報は、必要最小限・必要最短期間

インターネット環境下の現実的なリスク管理、プライバシー・ポリシーの策定

☞ 図書館総合展 2021 年度、2022 年度ポスターセッション「日本図書館協会 図書館の自由委員会」に出展したガイドラインの解説動画を公開中

<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/952/Default.aspx>

### (4) 刑事訴訟法第 197 条第 2 項に基づく照会を受けたら

- ◎ 「令状主義」- 憲法第 35 条にもとづく令状を確認した場合以外は利用者の読書事実を外部に漏らさない-

#### ① 対応の基本

- ・「捜査関係事項照会書」があるからといって、即開示とはならない。
- ・客観的に聞き取る。
- ・求められるデータ内容・範囲の確認し、図書館の基本的立場を提示する。  
⇒ 個人対応せず、必ず組織的対応を。

## ② 考え方のポイント

- ・緊急性（他の代替手段の有無、生命・財産等の明白な危険）  
⇒ 本当に緊急であれば、警察は裁判所に捜索差押令状を請求する（任意捜査→強制捜査への切り替え）。
- ・法令の趣旨に沿った判断
- ・警察庁の考え方 警察庁通達「捜査関係事項照会書の適正な運用について」（平成 31 年 3 月 27 日）  
「本照会は、あくまで捜査のための必要な『報告』の要求であることから、直接帳簿、書類等（謄本を含む）の提出を求めることは本条を根拠としてはできない」
- ・「照会」に応じた場合、応じない場合のリスク  
⇒ 個々の具体的事案ごとに、守秘義務により守られるべき公益と回答することにより得られるべき利益とを比較衡量して対応しないと、損害賠償責任を負うリスクがある。

## ◇ ささまざまなバリエーション

弁護士会照会（弁護士法第 23 条の 2）、調査囑託（民事訴訟法 186 条） など

## ◎ こんなとき、どうする？「捜査機関から「照会」があったとき」

<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/658/Default.aspx>

～ 国立国会図書館総務部長の衆議院法務委員会答弁（2019 年 1 月 23 日）～

「国立国会図書館では、令状なしの利用履歴の提供に応じたことはございません。今後も同様でございます。これは、利用した資料名等の利用履歴は、利用者の思想信条を推知し得るものであり、その取扱いには特に配慮を要するものであります。国立国会図書館は、個人情報保護及び国会職員としての守秘義務等の観点から、裁判官が発付する令状がなければ情報の提供はいたしておりません」

([http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000419720190123010.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000419720190123010.htm))

## ◎ 「図書館と防犯カメラ－図書館にふさわしい運用基準を－」（鈴木章生）『図書館雑誌』Vol. 109, No. 1 (2015.1) <https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/jiyu/column05.html#201501>

**グループ協議 3** ≪目安：協議 10～15 分、発表：5 分程度≫ ※時間が足りなければ、省く可能性があります。

## 【参考：感染症と図書館の自由】

### ◎ こんなとき、どうする？「COVID-19 に向き合う」

<http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/854/Default.aspx>

- ◆「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」改定を受けて図書館の再開を検討するために  
(2020 年 5 月 5 日発信、2020 年 7 月 29 日最終更新)
- ◆来館記録の収集は推奨しません。(2020 年 5 月 10 日発信、2020 年 8 月 22 日最終更新)
- ◆では、どうすればよいのだろう (2020 年 8 月 22 日発信)

◎ 図書館友の会全国連絡会「感染症対策状況下における図書館活動の維持についての要望書」(R2.8.20)

1. いかなる状況の下でもすべての人たちに資料と情報を提供する「図書館の自由」の理念に基づいて、図書館サービスを実施してください。
2. 移動図書館や配送サービス、インターネットの活用などにより、地域全域の人が図書館サービスを受けられるようにしてください。
3. このたびは、図書館サービスが縮小されるなかで、利用者によるその根拠や今後の計画が適切に説明されていないことが見受けられました。いかなる場合においても、利用者への説明責任を果たしてください。
4. 今後も感染症対策に限らず災害などいろいろな場面で図書館を休館したり図書館サービスを縮小することがあり得ると思いますが、あらかじめ図書館サービス継続計画や災害からの復旧計画を作成して、図書館サービスを継続してください。
5. 日本図書館協会は、全国の図書館活動の支えとなってください。

※ともれん活動報告「【2020/8/20】感染症対策状況下における図書館活動の維持についての要望書（都道府県立図書館・日本図書館協会、等宛）」（<https://totomoren.net/blog/?p=972>）

## 6 まとめ

◎ 『第2期オーテピア高知図書館サービス計画』（高知県・高知市、2021年）より

オーテピア高知図書館とは 基本理念と目指す姿（ミッション・ステートメント）  
基本理念 ～ これからの高知を生きる人たちに力と喜びをもたらす図書館 ～

- 先の見えない時代にあって、あらゆる分野の資料・情報を提供する図書館の役割は、ますます重要になると考えます。オーテピア高知図書館は、地域が抱えるさまざまな課題の解決において、課題解決支援に携わる関係機関と連携・協力しながら、図書館の有する多種多様の豊富な資料・情報と司書の専門性を生かし、図書館サービスの提供を通じて貢献します。
- また、オーテピア高知図書館は、開かれた学びの場として、誰にとっても使いやすい図書館を目指すとともに、県民・市民が情報弱者となることのないよう、情報リテラシーの向上を支援し、生活のさまざまな局面で「情報面」でのセーフティネットの役割を果たします。
- さらに、感染症拡大を契機とした社会構造の変化や県民・市民の新たなニーズ、デジタル化の進展にも対応し、県民・市民とともに成長する図書館として、進化し続けます。

★「図書館の自由」は所与のものではない。図書館の進化の過程において、ときに課題や困難な状況に直面し、それを乗り越えて、成長・発展していくもの。日々のサービス提供における問題意識を大切に。

■ この科目で学んだことや、それを今後どのように生かしたいか考えたことがあれば、簡単にメモしてください（発表は求めませんので、自由に書いてみてください）。

「メモ」

■ もっと詳しく知りたいときには

日本図書館協会 図書館の自由委員会の HP

『図書館の自由』ニュースレター（電子版） 年4回 無料 / 最近の事例、文献など

『図書館雑誌』連載「こらむ図書館の自由」 / 自由委員会委員による時事の話題等